

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ずわいがに日本海系群A海域、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶりに関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和7年6月17日に定めた。

| 特定水産資源 | 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-----------------|----------------|--------------|
| ずわいがに日本海系群A海域 | 京都府ずわいがに漁業 | 30トン |
| まさば及びごまさば対馬暖流系群 | 京都府まさば及びごまさば漁業 | 現行水準 |
| ぶり | 京都府ぶり漁業 | 101,000トンの内数 |